○総務省告示第三百二十八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第一項第二号ロ及び八並びに第二項第二号、第四十九条の六の十第一項第二号ロ、第三項第二号並びに第四項第六号、別表第二号第12の4(4)オ及び5(5)並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第三百三十八号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十日

総務大臣　山本　早苗

第一項第一号(1)イ(イ)中「限る」の下に「。以下同じ」を加え、同号(2)中「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を削り、同(2)ア中「一の搬送波を送信する送信装置」の下に「又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置」を加え、同アに後段として次のように加える。

この場合において、連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあっては、各搬送波に関する(ア)又は(イ)の許容値を適用する。

第一項第一号(2)ア(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア)　一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz）（注1）	周波数幅（MHz）	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五	五	三・八四	（一）五〇dBm（注2）
	五	四・五	（一）五〇dBm（注3）
	一〇	三・八四	（一）五〇dBm（注4）
一〇	七・五	三・八四	（一）五〇dBm（注2）
	一〇	九	（一）五〇dBm（注3）
	一二・五	三・八四	（一）五〇dBm（注4）
一五	一〇	三・八四	（一）五〇dBm（注2）
	一五	三・八四	（一）五〇dBm（注4）
	一五	一三・五	（一）五〇dBm（注3）
	一二・五	三・八四	（一）五〇dBm（注2）
二〇	一七・五	三・八四	（一）五〇dBm（注4）
	二〇	一八	（一）五〇dBm（注3）

注1　離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2　同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、五MHz以上の場合に限り適用する。

3　同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、当該同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲に接する各搬送波の占有周波数帯幅以上の場合に限り適用する。

4　同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、一五MHz以上の場合に限り適用する。

(イ)　搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz）（注1）	周波数幅（MHz）	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五	五	三・八四	（一）三二・二dBc（注3）
	五	四・五	（一）二九・二dBc（注4）
	一〇	三・八四	（一）三五・二dBc（注5）
一〇	七・五	三・八四	（一）三二・二dBc（注3）
	一〇	九	（一）二九・二dBc（注4）
	一二・五	三・八四	（一）三五・二dBc（注5）
一五	一〇	三・八四	（一）三二・二dBc（注3）
	一五	三・八四	（一）三五・二dBc（注5）
	一五	一三・五	（一）二九・二dBc（注4）
	一二・五	三・八四	（一）三二・二dBc（注3）
二〇	一七・五	三・八四	（一）三五・二dBc（注5）
	二〇	一八	（一）二九・二dBc（注4）

注1　離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2　dBcは、電力の搬送波電力に対する比をデシベルで表したものをいう。